

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

1 ■ 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	新規住宅地の整備事業							
1-2 担当	部	経済建設部	課 又は施設	都市計画課	係	計画建築係	評価票作成者 都市整備担当係長 福井富三男	
1-3 総合計画における施策の体系	①節	都市基盤・産業振興 「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」			③基本施策 市街地整備・住環境整備			
	②項	市街地・住宅			④単位施策(中) 新規市街地整備	コード 3-2-1-3	コード 3-2-1-3-2	
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	若王子ニュータウン地区 ほか5地区	意図（対象を事務事業によりてどのような状態にするのか）	6地区について土地区画整理事業等により計画的に市街地整備を行い市街化区域への編入と、計画的な市街化区域内未利用地整備を検討する。				
1-5 事務事業の内容	①勅使台団地地区 ④栄南地区 ②競馬場南地区 ⑤大脇地区 ③館南地区 ⑥若王子ニュータウン地区 6地区について公共下水道整備計画との調整を図りながら、市街化区域への編入と市街地整備を検討する							

2 ■ 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれれる環境把握		市民ニーズの認識		
	平成18年度	第二次都市計画マスターplanにおいて整備方針を策定した。	将来の人口フレームに対応するために新規宅地化を進める。	宅地化を進めることにより市民の住環境を整える。	平成19年度	コンサルによる上位計画との整合性、当該地区(③④⑤)の特性に考慮し、まちづくり基本構想策定業務委託を実施	"
	平成20年度	地区計画を定める予定地区(②競馬場南地区の一部(複数山))を編入するため、愛知県に対し素案の提出した。	平成22年度の第5回区域区分の見直しにあわせ、市街化区域への編入を進める。	"	平成21年度	②競馬場南地区の一部(複数山)を市街化区域に編入するため、愛知県に対し都市計画案の申し出を行った。	市街化区域への編入にあたり、基盤整備の確実性が求められる。
	平成22年度	②競馬場南地区の一部(複数山地区約3.8ha)を予定通りに市街化区域へ編入(平成22年12月24日告示)し、低層で良好な市街地整備を図ることができた。					
	平成23年度	大脇地区及び勅使地区で個人等による開発に向けた地元協議及び関係機関との調整が行われている。					
	平成24年度	"					
	平成25年度						
	平成26年度						
	平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明				
	宅地面積(ha)	650(ha)	663(ha)						

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績a(単位)	0	0	2.0(ha)	8.0(ha)	6.0(ha)	0	0		
	直接事業費b(千円)	0	0	908	263	331	0	0		
	人件費c(千円)	0	0	5,961	5,811	3,760	491	478		
	合計コストd(b+c)(千円)	0	0	6,869	6,074	4,091	491	478		
	単位コストd/a(千円)	当たり 0	当たり 0	1ha当たり3,435	1ha当たり759	1ha当たり681	当たり	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 6,137千円×1人×0.08=491千円

2-4成果指標に 対応する実績と達成度の推移	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	指標対応実績(ha)	0	0	635	643	649	649			
後期目標値に対する達成度(%)	0	0	6.7	33.3	49.4	49.4	54.7			

3 ■事務事業の自己評価結果

3-1 評価結果 (アウトカム自己分析)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	単年度担当課評価	—	—	A	A	A	A	A		

- 4段階評価結果 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
- B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
- C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
- D : 事務事業の廃止が相当

- 判断の基準
 - ①必要性(必要な事務事業であるか)
 - ②公共性(公が実施する意味があるか)
 - ③妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 - ④効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 - ⑤有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 - ⑥市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3-2評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
	平成18年度	関係地権者の理解が不可欠である。		
平成19年度		”	残り3地区の現況把握に努め、調査検討する。	”
平成20年度		”	榎山地区計画地区の編入向け、地権者の理解を求めていく。	平成20年3月に都市計画の提案を受け、地区計画の決定に向け県との協議を行い、基盤整備が確実な当地区の編入に向け務めた。
平成21年度	榎山地区の基盤整備が計画通りに確実に行われるよう に、サポートする。	規制緩和に伴う愛知県の開発許可立地基準の見直しが予想されるなか、市街化区域に隣接する他の地区については、より一層の民間活力を利用して良好な市街地整備を図るために、土地利用方針を再検討する必要がある。	榎山地区的都市計画決定手続きを確実に行う。	愛知県に対し市街化区域に編入するための都市計画案の申出を行い、予定通り平成22年度に編入可能となった。
平成22年度	規制緩和に伴う愛知県の開発許可立地基準の見直しが予想されるなか、市街化区域に隣接する他の地区については、より一層の民間活力を利用して良好な市街地整備を図るために、土地利用方針を再検討する必要がある。			
平成23年度	規制緩和に伴う愛知県の開発許可立地基準の見直しが予想されるなか、市街化区域に隣接する他の地区については、より一層の民間活力を利用して良好な市街地整備を図るために、土地利用方針を再検討する必要がある。			
平成24年度	規制緩和に伴う愛知県の開発許可立地基準の見直しが予想されるなか、市街化区域に隣接する他の地区については、より一層の民間活力を利用して良好な市街地整備を図るために、土地利用方針を再検討する必要がある。			
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 ■事務事業の総合評価結果

4-1総合評価の結果	結果	審査会による改善方向の指示	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平成18年度	—		
平成19年度	—		
平成20年度	A	継続して事業を進めること。	
平成21年度	A	継続して事業を進めること。	
平成22年度	A	継続して事業を進めること。	
平成23年度	A	継続して事業を進めること。	
平成24年度	A	継続して事業を進めること。	
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			